

死因究明等推進計画を公表 ～計画案を6月1日に閣議決定

厚生労働省は6月1日、死因究明等推進基本法に基づく死因究明等推進計画を公表した。同法に基づき設置された死因究明等推進本部で作成した計画案を同日に閣議決定した。同計画では、「死因究明等の到達すべき水準」として、以下を掲げた。

- ①死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
- ②必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③客観的かつ中立公正に実施
- ④権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

また、基本的な考え方として、以下を挙げた。

- ▼国の責務（具体的施策の実施）
- ▼地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施、地方協議会設置の努力義務）
- ▼大学の責務（大学における人材育成・研究実施の努力義務）
- ▼医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携
- ▼計画の対象期間は策定後3年を目安とする

さらに、主な施策として、以下の9項目を挙げた。

- ▼死因究明等に係る人材の育成等
- ▼死因究明等に関する教育および研究の拠点の整備
- ▼死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ▼警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ▼死体の検案および解剖等の実施体制の充実
- ▼死因究明のための死体の科学調査の活用
- ▼身元確認のための死体の科学調査の充実および身元確認に係るデータベースの整備
- ▼死因究明により得られた情報の活用および遺族等に対する説明の促進
- ▼情報の適切な管理

臨床検査技師と救急救命士、 集団接種で注射可に

厚生労働省は5月31日、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」（座長＝岡部信彦・川崎市健

康安全研究所長)の初会合を開き、臨床検査技師と救急救命士の2職種について、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場での注射を特例的に認める方針を、大筋で了承した。

厚労省はこの日、各医療関係職種の専門性を踏まえ、当面、期待される役割を整理して示した。薬剤師については「ワクチンの調製・シリンジへの充填作業」「予診のサポートとして、問診や予診票の確認など」「ワクチン接種後の経過観察」が期待される。

診療放射線技師は「ワクチン接種後の経過観察」、臨床検査技師は「ワクチン接種」、臨床工学技士については「ワクチンの調製・シリンジへの充填作業」「ワクチン接種後の経過観察」が、救急救命士には「ワクチン接種」「ワクチン接種後の経過観察」が、それぞれ期待されるとした。

ワクチン接種の実施が期待されるとした臨床検査技師と救急救命士については、現行法上、ワクチン注射を行うことはできない。

一方で、臨床検査技師は静脈からの採血に関する基本的な教育を受け、実際に業務を行っているとし、「ワクチン接種(注射)の手技に関する一定の技術的基盤を有している」と指摘。救急救命士は、救急救命処置として乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受け、実際に業務を行っているとし、同様に一定の技術的基盤を有していると考えられるとした。そのうえで、違法性阻却の考え方を踏まえ、以下の①から③の条件の下であれば、臨床検査技師や救急救命士によるワクチン接種のための注射について、違法性が阻却されると整理してはどうかと提案した。

- ①新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要があるなかで、必要な医師・看護師等の確保ができないために、臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること
- ②協力に応じる臨床検査技師・救急救命士がCOVID-19のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること
- ③臨床検査技師・救急救命士による接種について被接種者の同意を得ること

こうした厚労省の提案を、同検討会は大筋で了承した。

医療情報③
厚生労働省
通知

改正医療法の公布で通知

～道府県知事や保健所設置市長、特別区長宛て

厚生労働省は5月28日付で、「『良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律』の公布について(通知)」を、都道府県知事や保健所設置市長、特別区長に宛てて通知した。

改正の趣旨および改正内容をまとめている。5月21日に可決、成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（改正医療法）が28日に公布されたことを受けたもの。

改正の趣旨としては「医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮および健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化および連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取り組みに関する支援の仕組みの強化等の措置を講ずること」とされた。

改正されたのは、以下の各法。

- ▼医療法
- ▼医師法
- ▼診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法
- ▼地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律
- ▼良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律
- ▼介護保険法
- ▼歯科医師法

このうち医療法ではまず、医師の労働時間の短縮および健康確保のための制度の創設等に関して、以下について示している。

- ▼厚生労働大臣が定める指針
- ▼長時間労働となる医師に対する面接指導
- ▼都道府県知事による病院または診療所の開設者に対する命令
- ▼特定地域医療提供機関
- ▼技能向上集中研修機関
- ▼労働時間短縮計画
- ▼指定の取消し
- ▼医療機関勤務環境評価センター
- ▼休息時間の確保
- ▼連携型特定地域医療提供機関
- ▼特定高度技能研修機関
- ▼指定の有効期間
- ▼休息時間の確保

また、医療計画の記載事項の見直しに関しては、都道府県が医療計画において定める事項に、「そのまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、またはそのおそれがあるときにおける医療の確保に必要な事業に関する事項」を追加するとした。

外来医療の機能の明確化および連携については、以下について示している。

- ▼外来機能報告対象病院等による報告
- ▼無床診療所による報告
- ▼協議の場における協議事項

■持分なし医療法人への移行、9月末まで延長

医師法に関連しては、医学部の学生で「臨床実習を開始する前に修得すべき知識および技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したもの」について、「当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識および技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く）をすることができる」と示した。

医師国家試験については、共用試験に合格した者でなければ、受験資格がないとされた。

また「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能の分化および連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取り組みを行うものに限る）の運営の支援を追加し、再編計画に関する諸事項を示している。

さらに、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」関連では、持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定の期限を、2023年9月30日まで延長するとした。

医療情報④
厚生労働省
通知

改正医療法の一部施行で通知 ～施行された改正の内容は2つ

5月28日に公布された改正医療法では、一部が同日に施行となった。

厚生労働省は、施行された事項についても通知した。

施行された改正の内容は、以下の2つ。

- ① 都道府県計画および基金の見直しに関する事項
- ② 再編計画に関する事項

このうち①では、都道府県が都道府県計画に定めることができる事項として、「地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能の分化および連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取り組みを行うものに限る）の運営の支援に関する事業」を追加し、これについては国が必要な資金の全額を負担する。手続き等については「追って定める」とした。

また②については、「医療機関の開設者は、単独または共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化および連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（再編計画）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる」とした。

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、再編計画に基づき取得または建築する土地の所有権の移転の登記または建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置が受けられるとした。再編計画の記載事項としては、以下の5つを示した。

- ▼医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ▼医療機関の再編の事業の内容
- ▼医療機関の再編の事業の実施時期
- ▼医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額およびその調達方法
- ▼医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

医療情報⑤
厚生労働省
通知

認定医療法人制度、 23年9月末まで延長で通知

厚生労働省は5月28日付で、「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について」を、都道府県に宛てて通知した。

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画（移行計画）の認定制度について、期限を2023年9月30日まで延長するとした。公布日から施行となる。

医療情報⑥
厚生労働省
了承

「コミナティ」の接種対象、 12歳以上に拡大

厚生労働省は5月31日に「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」（分科会長＝脇田隆 字・国立感染症研究所長）の会合を開き、ファイザー社の新型コロナウイルスワクチン「コミナティ」について、接種対象を12歳以上に拡大することを了承した。

「コミナティ」についてはこれまで、接種対象者を16歳以上としてきた。

そうしたなか、このほど添付文書が改訂され、「コミナティ」の接種対象者が12歳以上に拡大された。これを受けて厚労省は、論点として「新型コロナワクチンの接種対象を、『12歳以上』に拡大してはどうか（大臣指示の改正）」「現在は主として高齢者（65歳以上）への接種が進められているところ、実際に12歳～15歳の者への接種が行われるには一定期間かかると見込まれ、これまでの支持どおり必ずしも即座にこの年齢層に接種券を送付する必要はなく、

接種体制や高齢者への接種状況を確認しつつ実際の送付時期を決定するよう改めて周知してはどうか」を示した。論点に対し目立った異論はなく、同分科会は対象年齢の拡大を了承した。

医療情報⑦
厚生労働省
通知

厚労相指示を一部改正、 ワクチン「12歳以上」に

厚生労働省は5月31日付で、「『新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）』の一部改正について」を、都道府県知事や市区村長・特別区長に宛てて通知した。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、対象者を「12歳以上の者」に改めたほか、武田/モデルナのワクチンについて「12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと」とした。

医療情報⑧
厚生労働省
事務連絡

コロナワクチンの 職域接種開始で事務連絡

厚生労働省は6月1日付で、「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」を、都道府県と市町村、特別区に宛てて事務連絡した。

事務連絡ではまず、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月21日から、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種を開始することを可能としたと明示。現時点における職域接種の内容を取りまとめて以下のように示している。

【使用ワクチン】

モデルナ社製ワクチン

【開始時期】

6月21日。高齢者への接種が早期に完了する見込みのある自治体においては、自治体の判断で、時期を前倒しすることも可能。

【接種会場・医療従事者の確保等】

自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保する

【実施形態】

企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とする

【接種順位】

職域接種の対象者のなかで、接種の優先順位を踏まえて、高齢者や基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設けること

【接種費用】

職域接種も予防接種法に基づく予防接種として行われるものであり、接種にかかる費用は、同法に基づき支給される

【接種券】

接種券が届く前でも接種可能。接種券が発送された後は、企業や大学等において、本人から回収して予診票に添付のうえ、必要な処理をすること。自治体においては、標準的には6月中旬を目途に、広く住民への接種券の送付ができるよう、各自治体で準備を進める。地域の実情に応じて前倒しする等の柔軟な対応も可能

医療情報⑨
厚生労働省
事務連絡

PCR 検査キット 1 件を保険適用 ～ 「疑義解釈資料の送付について（その 66）」

厚生労働省は5月31日付で、「疑義解釈資料の送付について（その 66）」を、地方厚生（支）局と都道府県に宛てて事務連絡した。SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして5月31日付で薬事承認された「スイフトジーン SARS-CoV-2 『カイノス』」（カイノス）について、同日から保険適用となると示した。

医療情報⑩
政府
公表

コロナワクチン接種、 2回目まで終了は約 361 万人に

政府が公表した新型コロナウイルスワクチンの接種実績によると、医療従事者に対する6月1日の接種は、1回目が6万6387回、2回目が9万2670回の、合わせて15万9057

回だった。2月17日からの合計では、1回目が465万3566回、2回目が313万9628回で、合わせると779万3194回となった。

高齢者等に対する接種では、6月1日には1回目が31万6118回、2回目が5万2484回の、合わせて36万8602回だった。4月12日からの合計では、1回目が573万4023回、2回目は47万813回の、合わせて620万4836回だった。

医療従事者と高齢者合わせて361万人あまりが2回の接種を終了したことになる。

医療情報⑪

6月2日
現在

大阪府の累積陽性者数、 10万人目前に

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、6月2日零時時点で、前日より2642人増えて、合わせて74万9130人となった。

このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2957人、国内事例が74万6158人。国内の死者は、前日から91人増え、1万3140人となった。

すでに退院等している人は、前日より4744人増えて68万5365人となった。入院治療を要する4万9471人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から39人減って1284人だった。5月31日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は1539万2504件だった。

6月2日零時時点での都道府県別の陽性者数は、東京都が16万1426人（死亡2062人）で最も多く、次いで大阪府の9万9920人（死亡2336人）、神奈川県が6万1675人（死亡884人）、愛知県が4万7233人（死亡791人）、埼玉県が4万3891人（死亡787人）などとなっている。

■陽性者10万人以上、94の国と地域に

厚労省のまとめ(図表)によると、6月2日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が3328万人あまりに達した。死者数は約59万5000人となった。

インドでは、感染者が約2818万人に達し、死亡者は約33万2000人。

ブラジルでは感染者数が約1662万人、死者は約46万5000人。

このほか感染者が100万人を超えているのは、フランス、トルコ、ロシア、英国、イタリアなどの、合わせて28の国と地域、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて94の国と地域。感染者が1万人を超えているのは149の国と地域。

ヨーロッパでは、フランスで感染者が約574万人に達したほか、ロシアでは約502万人、英国で約451万人となっている。

イタリアで約 422 万人、ドイツで約 369 万人、スペインで約 368 万人となった。

さらに、ポーランドで約 287 万人、ウクライナで約 226 万人、オランダで約 168 万人、チェコで約 166 万人などとなっている。

中南米では、ブラジルのほか、アルゼンチンで約 382 万人、コロンビアで約 343 万人、メキシコで約 242 万人、ペルーで約 196 万人、チリで約 139 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 183 万人となったほか、フィリピンで約 124 万人となった。

パキスタンでは約 92 万人、バングラデシュで約 80 万人などとなっている。

中東地域では、イランで感染者が約 292 万人、イラクでも約 121 万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 167 万人、モロッコで約 52 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	33,287,124	595,211	ルーマニア	1,077,978	30,353
インド	28,175,044	331,895	スウェーデン	1,068,473	14,451
ブラジル	16,624,480	465,199	ベルギー	1,063,499	24,968
フランス	5,738,641	109,824	パキスタン	924,667	20,930
トルコ	5,256,516	47,656	ポルトガル	849,538	17,025
ロシア	5,022,881	119,830	イスラエル	839,511	6,413
英国	4,506,333	128,045	ハンガリー	804,712	29,761
イタリア	4,220,304	126,221	バングラデシュ	802,305	12,660
アルゼンチン	3,817,139	78,733	ヨルダン	737,284	9,472
ドイツ	3,692,908	88,781	セルビア	712,702	6,872
スペイン	3,682,778	79,983	スイス	695,496	10,826
コロンビア	3,432,422	89,297	オーストリア	645,152	10,615
イラン	2,923,823	80,327	マレーシア	579,462	2,867
ポーランド	2,872,868	73,856	アラブ首長国連邦	572,804	1,684
メキシコ	2,420,659	227,840	ネパール	566,587	7,454
ウクライナ	2,263,167	52,742	レバノン	540,630	7,735
ペルー	1,955,469	69,342	モロッコ	519,610	9,154
インドネシア	1,826,527	50,723	サウジアラビア	451,687	7,377
オランダ	1,679,093	17,906	カザフスタン	444,377	3,456
南アフリカ	1,669,231	56,601	エクアドル	427,690	20,620
チェコ	1,661,780	30,119	ブルガリア	418,813	17,726
カナダ	1,390,979	25,546	ギリシア	404,163	12,122
チリ	1,389,357	29,344	ベラルーシ	395,075	2,861
フィリピン	1,235,467	21,012	スロバキア	389,866	12,353
イラク	1,205,522	16,405	パナマ	378,828	6,377